

地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

制定 平成20年11月19日 青監第726号

(趣旨)

第1条 この要領は、県と建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、平成20年10月17日国総建第197号及び国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知で創設された地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合における契約約款（青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）別記第二の契約約款をいう。以下同じ。）第5条第1項ただし書に基づく請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡の承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 融資制度を利用するため債権を譲渡することを認める建設工事は、請負代金額が1,000万円以上のものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提としたもの
- (2) 債務負担行為、歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたるもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 債務負担行為の最終年度のものであって、かつ、年度内に完成が見込まれるもの
 - イ 前年度から繰り越されたものであって、かつ、年度内に完成が見込まれるもの
- (3) 契約約款第4条(B)の規定により債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付したもの
- (4) 青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成13年10月1日付け青監第888号)の2の調査基準価格未満の金額で契約したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、請負者の施工能力に疑義が生じているなどの事由により債権を譲渡することが不相当であると認められるもの

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡を認める債権の額は、当該建設工事が完成した場合においては、契約約款第31条第

2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた当該建設工事の出来形部分に相應する請負代金額から前払金（契約約款第34条の規定による前払金をいう。以下同じ。）の額、部分払（契約約款第37条第1項の規定による部分払をいう。以下同じ。）により支払われた金額及び当該建設工事の請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除したものとす。ただし、当該建設工事の請負契約が解除されたときは、契約約款第49条第1項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた当該建設工事の出来形部分に相應する請負代金額から前払金の額、部分払により支払われた金額及び当該建設工事の請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除したものとす。

（債権譲渡の承諾）

第4条 債権譲渡の承諾は、債権譲渡承諾書（第1号様式）により行うものとし、その送付は、内容証明郵便によるものとする。

2 債権譲渡の承諾ができる期間は、当該建設工事の請負代金額に対する出来高（第2条第2号ア及びイの場合にあつては、最終年度の請負代金の支払限度額に対する出来高。以下同じ。）の割合が、2分の1以上になったと認められる日以降とする。

3 前項の規定による出来高の確認は、工事履行報告書（第2号様式）により行うものとする。

4 契約担当者等は、債権譲渡の承諾に係る審査のため、請負者から次の書類を提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾申請書（第3号様式） 3通

(2) 債権譲渡契約書案 1通

(3) 工事履行報告書

(4) 発行日から3月以内の請負者及び債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）の印鑑証明書 各1通

(5) 請負者が、財務規則第159条第1項第1号若しくは第3号又は同条第2項第2号若しくは第3号に規定する措置を講じており、当該保険、保証約款等の規定により債権譲渡につき保証人等の承諾が必要なときは、当該債権譲渡に係る保証人等の承諾書 1通

5 契約担当者等は、債権譲渡整理簿（第4号様式）により常に債権譲渡の承諾申請に係る処理経過を把握しておかなければならない。

(債権譲渡の承諾に係る審査)

第5条 契約担当者等は、債権譲渡の承諾に当たっては、次に掲げる内容を審査するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書について、譲渡しようとする債権の額が当該建設工事の請負契約に基づき請負者が県に請求することができる請負代金額と一致していること。
- (2) 当該建設工事の請負代金額に対する出来高の割合が、2分の1以上であること。

(債権譲渡の承諾申請に対する決定)

第6条 契約担当者等は、請負者から債権譲渡の承諾申請についての書類を受理した日から7日以内(末日が青森県の休日に関する条例(平成元年3月青森県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌日以後のその日に最も近い当該県の休日でない日まで。以下「処理期限」という。)に当該申請に対する諾否を決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により処理期限までに債権譲渡の諾否を決定できないときは、契約担当者等は、その旨を速やかに請負者に連絡するものとする。
- 3 契約担当者等は、債権譲渡の承諾申請があった建設工事が、第2条に規定する対象工事に該当しないとき又は前条の審査の結果、債権の譲渡を承諾することが不適当であると認めるときは、その旨を速やかに請負者に書面により通知するものとする。

(融資実行報告書の提出等)

第7条 契約担当者等は、県の債権譲渡の承諾後、請負者及び債権譲受人が債権譲渡契約及び金銭消費貸借契約を締結し、金銭消費貸借契約に基づき融資が行われたときは、速やかに債権譲渡契約書の写し及び融資実行報告書(第5号様式)を提出させるものとする。

- 2 契約担当者等は、請負者が、当該建設工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

(立入りの承認)

第8条 契約担当者等は、債権譲受人が譲渡債権の担保価値を査定するため行う出来高確認について、現場確認の必要があると認めるときは、工事に支障のない範囲で工事現場への立入りを承認することができる。

(請負代金等の請求)

第9条 契約担当者等は、債権譲受人から当該建設工事の請負契約に基づき確定した債権金額の支払の請求があったときは、次の書類により、その内容を確認するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書(第6号様式)
- (2) 債権譲渡承諾書の写し
- (3) 発行日から3月以内の請負者及び債権譲受人の印鑑証明書
- (4) 債権譲渡契約書の写し

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行するものとする。

債権譲渡承諾書

番 年 月 日 号

(甲) 殿
(乙) 殿

(契約担当者等) 印

年 月 日付けで申請のありました工事番号 第 号 工事の請負代金の譲渡につきましては、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて承諾します。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書第40条に基づく甲の責任が一切軽減されることとなるものではないことを申し添えます。

(建設工事の請負契約締結時に中間前金払を選択した場合には、記載しない)

また、甲及び乙は、本承諾以降建設工事請負契約書第37条第1項の規定による部分払を請求できないこととします。

(建設工事の請負契約締結時に部分払を選択した場合には、記載しない)

また、甲及び乙は、本承諾以降建設工事請負契約書第34条第4項の規定による前払金の支払を請求できないこととします。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件建設工事が完成した場合においては、建設工事請負契約書第31条第2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた本件建設工事の出来形部分に相応する請負代金額から前払金及び部分払金並びに本件建設工事の請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件建設工事の請負契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第49条第1項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた本件建設工事の出来形部分に相応する請負代金額から前払金及び部分払金並びに本件建設工事の請負契約により発生する県の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書4(1)及び(4)の金額は、当該変更に係る金額とする。
- 甲及び乙は、本承諾後、債権譲渡契約及び金銭消費貸借契約を締結し、金銭消費貸借契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに県に債権譲渡契約書の写し及び別に定める融資実行報告書を提出すること。
- 甲は、当該建設工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出すること。
- 本件譲渡債権は、乙の甲に対する本件建設工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該建設工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それ以外の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、本件譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他その帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、県は関与しないこと。

承 諾 番 号

第2号様式(第4条関係)

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名	第 号			工事
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日			
日 付	年 月 日(月分)			
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備 考	
(記載欄)				

工事量による進捗率とする。

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	主 任 (監 理) 技術者	現 場 代理人

第3号様式(第4条関係)

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

(契約担当者等) 殿

請負者
(譲渡人) 住所
氏名 ⑩
(譲受人) 住所
氏名 ⑩

請負者(以下「甲」という。)が貴殿に対して有する 年 月 日契約した工
事番号 第 号 工事の請負代金債権を、
(以下「乙」という。)に譲渡することについて、建設工事請負契約書第5条第1項た
だし書の規定により承諾して下さるよう申請します。

乙においては、本件譲渡債権を担保として、甲に対し本件建設工事の施工に必要な資金
を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関
する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)が
有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、建設工事請負契約書第40条に基づくかし担保責任は、当然のことながら甲に留
保されることを申し添えます。

(建設工事の請負契約締結時に中間前金払を選択した場合には、記載しない)

また、甲及び乙は、本申請について承諾があった以降は、建設工事請負契約書第37条
第1項の規定による部分払を請求しません。

(建設工事の請負契約締結時に部分払を選択した場合には、記載しない)

また、甲及び乙は、本申請について承諾があった以降は、建設工事請負契約書第34条
第4項の規定による前払金の支払を請求しません。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 年 月 日から
年 月 日まで

4 (1) 請負代金額 ¥ _____ ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その変更後の金額とする

(2) 前払金額 ¥ _____

(3) 既部分払金額 ¥ _____

(4) 債権譲渡額 ¥ _____ (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により(1)に増減が生じた場合は、変更後の(1)か
ら(2)及び(3)を控除した額となる

融資実行報告書

年 月 日

(契約担当者等) 殿

譲渡人(甲) 住所
 (借入者) 氏名 (印)
 譲受人(乙) 住所
 (貸付者) 氏名 (印)

甲が貴殿に対して有する下記建設工事の請負代金債権の譲渡については、年 月 日番 号で承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受領しましたので報告します。

なお、下記建設工事の請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

また、本件融資に際し、甲は乙に当該建設工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認したことを申し添えます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 年 月 日から
 年 月 日まで

4 債権譲渡

(1) 請負代金額 ￥ _____ ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その変更後の金額とする
 (2) 前払金額 ￥ _____
 (3) 既部分払金額 ￥ _____
 (4) 債権譲渡額 ￥ _____ (年 月 日現在見込額)
 ただし、契約変更により(1)に増減が生じた場合は、変更後の(1)から(2)及び(3)を控除した額となる

5 承諾番号

6 振込口座

- (1) 金融機関名
- (2) 預金の種別及び口座番号
- (3) 口座名義人

工事請負代金請求書

¥ _____
ただし、 年 月 日契約の工事番号 第 号 工事の請
負代金

- 1 請負代金額 ¥ _____
- 2 前払金受領済額 ¥ _____
- 3 部分払金受領済額 ¥ _____
- 4 履行遅滞の場合における損害金等 ¥ _____
- 5 今回請求額(1 - (2 + 3 + 4)) ¥ _____

上記のとおり請求します。

年 月 日

(契約担当者等) 殿

住所
氏名

振 込 口 座	
金融機関名	
預金の種別	当 座 ・ 普 通
口座番号	
名 義 人	